

『大日経義釈』所載「持明禁戒」に関する考察

——「六月持誦法」を中心とする「密教戒」の検討——

真野 新也

一 はじめに

本稿は、善無畏（六三七く七三五）述、一行（六八三く七二七）記の『大日経義釈』（以下、『義釈』）巻一二、持明禁戒品に記載される「持明禁戒」を考察する。「持明禁戒」は密教が隆盛した日本において、安然（八四一く八八九、一説九一五没）以降の学僧はあまり注目することがなかった。その理由として、「持明禁戒」は一般的な「戒」と定義が異なることも一つとして挙げられよう。すなわち、

「持明禁戒」は通常の「戒」、つまり条目化された心得や生活の規律に関わるものではなく、また、「三聚浄戒」や「菩薩戒」「有為戒・無為戒」のような戒の性質を分類する枠組みでもない。では、「持明禁戒」が如何なるものであるのかといえ、二つの側面が認められ、一つは「仏所住」、もう一つは「方便行」である。特に後者は、同品で説示される「六月持誦法」という修法に相当し、本稿において中心的な考察対象として囑目する。以上はまた、「仏戒」に対する「如来戒」、或いは「三平等」に対する「方便行」すなわち「三密行」（厳密に言えば「第一念誦・第一相応」として整理分類することが可能である。本稿の目的は、このような分類に依拠し、「持明禁戒」の『義釈』における位置付けを検討することにある。また、「持明禁戒」の如く「方便」を具足する「戒」というものは、『義釈』だけではなく、視野を広げれば他の密教に関連する文献にも見出すことが可能である。本論で取り上げるものとしては、『無畏三藏禅要』（以下、『禅要』）、『金剛頂宗瑜伽中発阿耨多羅三藐三菩提心論』（以下、『菩提心論』）や『金剛頂一切如来真实摄大乘现証大教王经』三卷（以下、『三卷本教王经』）等が存している。特に『菩提心論』における「勝義・行願・三摩地为戒」という所説は、密教学という分野にあって周知の言説ではあるが、その本質は殆ど検討されることがない。したがって、「持明禁戒」をはじめ、それに類似した密戒というものを理解するためには、『禅要』や『菩提心論』の如き漢籍であれば猶更のこと、東アジア密教において唯一とも言える大部の釈義書、『義釈』の教説に遡って論攷する必要がある。

二 方法論と先行研究

『義釈』所載の「持明禁戒」を総合的に理解するためには、そもそも「持明禁戒」の性質が一般的に理解される「戒」とは異なるため、先ずもって分析の枠組みが必要となる。そこで本稿では、二つの方法を採ることとした。第一に、実践論や儀礼の考察で注視すべきは、修法における行為の主体と対象とを明確化することである。『義釈』では「師僧」である「阿闍梨」が「自身」及び「弟子身」において実践する行法が多く認められる。本稿においては、このようなものに加えて、「弟子」が「自身」において行じる状況も関連してくるため、適時、明示していく。第二に、「教理・教学」と「修法」、「仏」と「行者」との関係のように、「理論」と「実践」を結ぶ「実践論」として問題の把握、及び考究に努めたい。

「持明禁戒」に関する先行研究は、その数が限られていて、遠藤祐純氏による「禁戒 (*vata·brui·slugs*) — 「大日経」「金剛頂経」を中心として」、蓮舎経史氏の「『大日経』の「持明禁戒品」(六月念誦) について」、及び「『大日経』にみられる諸儀礼について」「五字嚴身観」と「六月念誦」³⁾がある。両稿ともインドから日本への展開という立ち位置から「持明禁戒」を検討する。その他、『義釈』の説示を念頭に置き、日本での展開を中心課題としたものに寺本亮晋氏による「持明禁戒について、特に安然を中心に」⁴⁾がある。

『大日経義釈』所載「持明禁戒」に関する考察(真野)

三 持明禁戒と方便行

『義釈』卷一一、持明禁戒品では、「持明禁戒」の「戒」のありようを次の如く記述する。以下の【】は原典では割註での表記となる。

当レ有_レ持明禁戒之法_一。猶未_レ説_レ其因縁_一。是以次復以_レ偈問_レ仏故言_レ諷誦_一也。然戒西国音有_レ二種_一。①一者尸羅【此是_レ修行戒。謂淨_レ身故須_レ行_レ之】。②二者没栗多。尸羅者【戒有_レ二。謂_レ本性戒及_レ制戒也。謂_レ性戒謂_レ淨諸根。②今没栗多謂_レ成就_レ故制_レ之。如_レ後服_レ風等_一也。如_レ律因_レ事制_レ事也。今訳中或云_レ禁戒_一或云_レ制戒_一皆是没栗多也】。尸羅是長時所持之戒。没栗多是有時願之戒也。

そもそも、『義釈』具緣品以降は經典漢訳の叩き台、及び覚え書の側面もあることから、内容に不明瞭な点がしばしば確認される。ここでの不明瞭な点は、割註の【戒有_レ二く皆是没栗多也】が「尸羅」に係る割註でなく、「一者尸羅」及び「二者没栗多」という二つの「西国音」に連関することにある。つまり「①尸羅」が「本性戒」であり「②没栗多」が「禁戒・制戒」であると定義をなす記載なのである。これをもつて整理すると以下のようになる。

- ① 尸羅 || 修行戒・(本) 性戒・長時所持之戒
- ② 没栗多 || 制戒・禁戒・成就・淨諸根・有時願之戒

割註では続いて「今訳中或云_レ禁戒_一或云_レ制戒_一、皆是没栗多也」と、『大日経』での「禁戒」や「制

戒」は全て「没栗多」であると説示している。そこで、同じく『義釈』巻一三、受方便学処品の類似する言説を参考にして、右の整合性を確認したい。

菩薩戒略有二二種^一。一在家。二出家。此二衆中復有二二種戒^一。①自性修行戒。②是制戒。今此十戒是菩薩修行戒也。以^二是善性^一故一切菩薩法^レ行^レ之。即涅槃所^レ謂性自能持^レ戒云^二自性戒^一也。(中略)所^レ以須^レ持者、以^レ生^レ謗故須^レ將^レ護彼意^一。又隨^レ順彼意^一故又須^レ持也。所以然者、一切世間諸天・輪王亦有^二十善法^一。①一切外道亦有^二十善戒^一。一切二乘亦有^二十善戒^一。若菩薩不^二如^レ是持^一者、彼等即生^レ輕慢・誹毀之心^一。(中略)②二仏所制戒者、即是自具^二方便^一也。如^二声聞法中^一為^レ欲^レ修^二梵行^一故仏為^レ設^二此方便^一以防^レ護之^一。以^レ是故^二速得^レ成^レ果^一。②今大乘中亦有^二制戒^一。所謂具^二方便善巧^一也。以^レ有^二善巧方便^一故令^三此十善戒^二不共戒^一。不下^二与^レ声聞・外道等^一共^上故、經云^二善巧修行^一也。此經十方便大本具有^下授^二此戒等^一方便^上。今不^レ得^二此土^一。然金剛頂中自有^二授法^一。与^レ彼不^レ殊。当^三出^レ取^一之耳。^一

受方便学処品には、四重・十重からなる、所謂、「三昧耶戒」の教示があることは広く知られている。受方便学処品では「尸羅」「没栗多」の術語は示されないものの、「十善戒」の枠組みの中で「自性修行戒」・「禁戒・制戒」として、持明禁戒品と同様の定義が認められる。また、ここでの「自性修行戒」とは『涅槃經』（北本）巻二八、（南本）巻、二六、師子吼菩薩品で言う所の「性自能持」と同義であるとされる。 「性自能持」については同経に「爾時雖^レ無^二受戒之法^一、修^レ持如^レ本無^レ所^二毀犯^一。是名^二性自能

持^一。』』という所説があり、「受戒」の儀礼を経ずとも「戒本」に従い行動すれば犯戒は起こらないという趣旨である。一方の「禁戒・制戒」つまり「没栗多」は、「仏所制戒」であり、「方便善巧」を具足し、「速得^レ成^レ果」を旨とする。したがって、些か不明瞭な持明禁戒品での「尸羅」と「没栗多」の定義は、右に図示した通りで妥当性が存しているのである。さするに、「没栗多」と言えば「制戒・禁戒・方便善巧・成就・淨諸根・有時願之戒」と総括され、この定義、殊に「方便善巧」と「淨諸根」という語彙に着目しつつ、本題である「持明禁戒」の考察に進みたい。「持明禁戒」の特質を最も端的に示す文章は、次の引用文に見出される。

此戒過去古仏所^レ説、我今亦如^レ是説也。究竟之法、古仏道同故引^レ此証^一明無^二道^一也。明制戒發起制戒正覺住者、由^レ持^二此戒^一故、發^二起真言之行^一而得^二悉地^一也。即以^レ住^二此持明戒^一故即同^二正覺^一。正覺是仏之別名。以^レ行^二如來所行之道^一故即同^二於仏^一。以^二此修行道^一故令^二世人易^レ得^二悉地之果^一。此答^二云何住^レ戒也。仏意言、如^二仏所住之戒^一行人亦當^二如^レ是而住^一。即是三平等故、福智增長故悉地易^レ成也。 二

すなわち、「持明禁戒」そのものは「古仏道同」の「仏所住之戒」であり、その戒としての内容は「三平等」となる。つまり、「持明禁戒」は「仏所^レ住」つまり「如來」そのものと言うことが可能となる¹²⁾。したがって、この性質をもつてして「如來戒」と呼称することが見込まれるものの、右記に前後して「三平等」を標榜する「持明禁戒」は「仏戒^三」と表記されるのである。事実、その「仏戒」の定義を見れば

「仏戒者、即如来自然之慧²¹」という言説が確認できるため、以降では「三平等」としての「持明禁戒」を示す時には、「仏戒」の術語を使用し、「自本垂迹」、或いは「理念・理論」という視点からのそれと定義したい。もう一つの「持明禁戒」の定義として、右の文章にはまた、「以^レ行^ニ如来所行之道^一故即同^ニ於仏^一。以^ニ此修行道^一故令^ニ世人易^レ得^ニ悉地之果^一。」とする教説が存し、「如来所行之道」という側面も見出される。また、同品では「今為^ニ修真言行者令^ニ彼未来世中速得^レ成^ニ就如来戒^一」²²という記述から、「真言行者」の立場、つまり「行因至果」の視座は「如来戒」であると認識される。つまり、「仏戒」における「三平等」に対して、「如来戒」における「方便善巧（没栗多）」、すなわち「三密行」の存在が推認されるのである²³。

さて、ここで想起されるのが、『義釈』卷三、具縁品で教示される「三世無障礙智戒」であつて具縁品に見出される記述であることから、若干の考察を加えることは有意である²⁴。『義釈』卷一三、受方便字処品で「於中先令^レ不^レ捨^ニ三宝^一、又令^レ不^レ捨^ニ菩提之心^一。此即菩薩真四重禁也。」²⁵として評価される「三世無障礙智戒」は、所謂、七日に亙る作壇の第六夜で授受される「菩薩戒」である²⁶。また、具縁品では「其有^レ住^ニ斯戒^一者乃至^ニ初見^ニ心明道^一時、即有^ニ如^レ是不思議勢分^一。以^ニ此戒^一親能發^ニ生仏慧^一。又對^ニ三乘律儀有^ニ限量^一故以^ニ三世無障礙智^一為^レ名也。」²⁷と記述され、「三世無障礙智戒」の「住戒」と「心明道」とが結び付けられている²⁸。では、「持明禁戒」のように「三平等」と「三密行」の二要素が如何様に記されるかと言えば、同品において次のような言説が存する。

経云、若族姓子住是戒者当以身・語・意合而為一者、此戒梵云「縛囉」。是共縁共「成此戒」之義。所謂慧方便等之所「集成」。若尸羅者、但是清淨義也。又「縛囉是平等義。仏言、以身・口・意合為一者、即是住「三平等法門」。是故得「名」三世無障礙智戒」也。如下「仏為「諸声聞略説「教誡」則云「此三業道淨是大僊人道」。從「二十二年」後稍々演「其義」成「種種律儀」。今此持明略戒義亦如「是」。若行人三業方便悉皆正順「三平等處」、当「知即具」一切諸仏律儀」也。²³

「三世無障礙智戒」における「戒」とは、「三縛囉」で「平等」の義を有し、「三平等法門」と関連付けられる。同時に「慧方便等之所「集成」」とも説示され、「没栗多」すなわち「制戒」の如く「方便」が根底に確認される。その「方便」は、「三業方便」とされることから「三密行」であることが理解され、それをもって「持明略戒」とも称している。しかしながら、「仏戒」として、すなわち「理念・理論」としては、「三世無障礙智戒」と「持明禁戒」が同一であると評価され得るものの、「実践」という側面において同一視することは困難であろう。では、「三世無障礙智戒」における「三密行」の内容が何であるかと言えば、「阿闍梨言、此戒相亦是加持句。若伝授時先当「誦持梵本」。然後以「方言」釈「之弥々善也。今具列「于左」。」²⁴と、「加持句」（ここでは詳細を省略）の誦持となる。ただ、その他の「意密行」と「身密行」についての方軌は示されていないので、これをもってして「略戒」と称したのかもしれないし、あるいは何かここでは触れられないことのない言説が欠けているのかもしれない。このような問題点も、次に取り上げる「方便具足」の「持明禁戒」、つまり「六月持誦法」としての「持明禁戒」を精察すること

によつて明らかとなる。

本節の最後ではあるが、以上で検討した密教における「方便」を具足した「戒」というものの源流が、何れに見出されるのかということに関して少しく付言したい。現段階において、管見の限り、その源流は恐らく『上禅定品』であろう。そこには、「禅定と念誦と、真言を成就すべきことと、護摩と灌頂等の全と、境（場所）の所作等に於いてもまた、説かれたる禁戒として、…… 場処と量等もまた、昔我のみに、大力持金剛の尊が、極秘として説かれたり。」とある^{35a}。さらに、Buddhaguhya（生没年不詳・七世紀）述作となる釈義書『上禅定品広釈』では、この経文に対して「このなか諸真言の禅定の所作の後に〔説かれたる禁戒として〕と云うことと合すべきなり。同じく念誦等にもまた合すべし。（中略）本尊のユガの特相を明呪の禁戒と積されたり。^{35b}」と釈義がなされる。ただし、当該箇所への影響は不明であるが、訳者の酒井眞典氏は、『上禅定品広釈』での『大日経』の引用を指摘している^{35c}。したがって、このようなBuddhaguhyaの解釈に『大日経』からの影響があることも、また一つの見方であろう。

四 六月持誦法としての持明禁戒

前に言及した如く、「六月持誦法」は「持明禁戒」での「如来戒」、つまり「方便」たる「三密行」の側面がある。そのことは『義釈』巻一二、持明禁戒品に「然此中持誦^三如^レ上先作^{三三}平等之方便」。謂真

言・身印及觀本尊。見_二本尊_一時、其心相応而住、無_レ有_下能動_上乱之_一者_上。又觀_下所持真言_上從_二本尊心中_一流注而入_二其口_一猶_二如華鬘_一無_レ有_二間絶_一。即以_三如_レ是仏之功德自滿_二其身_一、亦不_二從_レ身更流出_一也。³²⁾とする記述からも明白である。ただし、「六月持誦法」において「三平等之方便」、すなわち「三密行」が奨励されているものの、厳密には「三密行」の下位概念と評価し得る「第一念誦（第一相応）」の行法に近い³³⁾。「第一念誦（第一相応）」については、「六月持誦法」を概観した後に改めて言及する。そこで、以下、本節での考察の順序を示せば、まずは「六月持誦法」の実践の方軌を概観し、次に行位上での定義、最後に『義釈』というより全体的な文脈の中での意義を論攷する。

◇如来復以_二異方便・世間持誦之法_一助_二頭之_一。故次説_二六月持誦法_一。然此皆是秘意究竟与_レ前不_レ異也。

◇第一月

其第一月当_レ觀_二金剛_一。是方漫荼羅黄色也。觀_三其自身而坐_二此中_一、即以_三自身_一而作_二阿字_一。其阿字正方黄色当_レ令_二内身充滿無_レ欠_一。拳_レ体皆是此字也。当_レ結_二五股金剛印_一不_レ須_レ持_二数珠_一。（中略）当於_二一月中_一但服_レ乳不_レ食_二余物_一。但觀_二所持真言_一從_レ臍而出從_レ鼻而入。如_レ調_二喘息_一無_レ異。爾時但觀_下以_三此真言_一而為_中喘息_上也。其色亦黄。若觀_二真言_一即以_二一一句_一為_二一息_一。若觀_二種子字_一但無間作_レ息也。

◇第二月

次第二月住_二於水輪_一。其輪円而色白、想_二身在_レ中。如_二上方便_一手作_二蓮華印_一。謂_二地・二空聚為_レ臺。

余三指開敷令二火・風稍々相並一。即前觀音印也。觀其身作二嚩字一。色白。以二白真言一為二出入息一問。為觀二嚩字一耶。為三本所持種子作二白色一耶。於二月中一。是月結二蓮華印一但服二水而已。余皆不レ食。所謂服水者、但以二此真言出入息白乳之字一為レ食也。行者若相応時、自得二法味一持レ身。不レ復有二他食想一、但以二法喜之味一而充二滿身一耳。嚴備謂二於レ中坐一也。爾時但觀二此字一不レ觀二本尊像一也。

◇第三月

第三月在二火輪中一。謂三角赤漫荼羅住二勝上火輪一也。觀レ在其中一以二囉字一為レ身也。作二慧刀印一。謂三補吒合掌屈二風一捻二空一也。其出入息赤色。(中略)此第三月中不レ求二一切食一謂不レ得二乞食等一若有二施來者一得二隨意食一之。無レ人不レ与則不レ食。但以二囉字一為レ食耳。以二此方便一燒二一切罪障一令レ無レ有レ余也。以二此義一故一切暗尽明成。明謂仏慧明也。

◇第四月

第四月在二風輪中一、是側月也与レ上同。其色黒。用二訶字一為レ身。出入息如上説一。此一月中但飲レ風而住、不レ食二一切食一也。此飲レ風亦是以二訶字出入息一為レ食。非レ如二外道飲レ氣而生一也。当レ作二転法輪印一。此印即是定・慧手反相叉。前所レ作者也。

◇第五月

第五月從二金輪一至二同等諸仏一也。処二金剛・水輪中一。謂作三方黃漫荼羅內有二円白漫荼羅一。身坐二其中一。臍以下黃中、以上白中也不レ作レ印。用二阿・嚩二字一余如上。此一月中得・不得皆不レ食。謂断二一切食

一、但以二真言出入息為レ食也。自二五月以来修二無著・離我之行、同二於一相寂滅。即同二於仏也。

◇第六月

次第六月処二風・火輪、除二切障。亦是風輪中有二火輪。準レ上可レ知。下是風、臍以上是火。用二訶・囉二字為レ食。得与二不得亦一切不レ食也。⑥

右で説示される一連の行法を「先ず『三密行』と見做すことは適うであろう。ただ、前言した通り、より厳密に言えば、これらの修法は「第一念誦（第一相応）」に分類されるものとなる。「第一念誦（第一相応）」とは、『義釈』卷一四、世出世間持誦品に記される「念誦」の定義であり、二つの「念誦」から構成される。一つは「心念誦（意念誦・心想念誦）」（以下、「心念誦」）と呼ばれ、「但觀二字・印・身」の觀レ之識「其本性」。知二印即字・字即身、無礙而心湛然「是念誦也。」⑦と「字・印・身」の觀法であることが示されている。ただし、「六月持誦法」では「觀レ印」ことに関する教説は確認されない。また、「六月持誦法」で特徴的なのは、一般的な真言の「誦誦」ではなく、「出入息」の中で文字を「飲食」することで、世出世間持誦品においては、「如上所レ説服レ風等」⑧として「出入息念誦」と称される。斯様な言説は、前節冒頭で引用した持明禁戒品での「今没粟多謂成就二成就一故制レ之。如二後服レ風等一也。」⑨と呼応し、世出世間持誦品が記されるに際して、持明禁戒品が前提にあったことは間違いないと言える。ちなみに、「心念誦」と「出入息念誦」の位置づけとして、同品では「世間念誦以三出入息二為レ上。当レ知二出世間意

念誦遠_三離於諸字」。字与本尊作_三「合相」_三」³⁰⁵という定義が確認される。引用は省略するが、類似する言説は、『義釈』巻八、世間成就品にも存している³⁰⁶。そこで、先程提示した「三世無障礙智戒」を見れば、ここには「口密行」のみが示され、「第一念誦（第一相応）」を具備しないことが「持明略戒」と位置付けられた理由であると推察できるのである。「三世無障礙智戒」を「六月持誦法」としての「持明禁戒」と対比すれば、「三世無障礙智戒」の「略戒」たることが猶のこと肯定されよう。

以上の「三密行」或いは「第一念誦（第一相応）」を念頭に置き、考察を行うに当たっては、「心念誦（意密行）」を主に扱うこととしたい。その理由として、右に列記した「六月持誦法」の「心念誦（意密行）」にあつて、『義釈』収載の他の行法におけるそれと相関性が見出され、比較検討することに益するからである。「六月持誦法」における「心念誦（意密行）」とは、「觀_三其自身而坐_三此中_一、即以_三自身_一而作_三阿字_一」³⁰⁷という言説から、行者自身の観法であり、それはまた、一般的に知られる「五輪」つまり「金剛（地）・水・火・風・空」の中で、「空輪」を除く「四輪」のみが用いられる行法であることが諒解される。五字を五つの身体上の支分に念想する「五字持身・五字輪」の観法と大きく異なるのは、「六月持誦法」では、「一月」から「四月」の間において順次「金剛輪・水輪・火輪・風輪」を自身上で観想し、「五月」「六月」においては、「五月」では「金剛輪（臍下）・水輪（臍上）」、「六月」にあつては「火輪（臍上）風輪（臍下）」と、身体を上下二分する言説に認められる。では、そもそも「六月持誦法」とはどのような位置付けがなされる行法なのであろうか。そして、まずは「六月持誦法」と「五字

輪」の観法とは全く無関係なものであるのか。」「五字輪」との関係は後述することとして、「六月持誦法」の基本的な定義づけのために、次記の文章に基づき行位上で位置付けを試みたい。まず、行位論において、一行にあつては、五十二位立ての行位論が念頭に存していたことが看取される。このことに関して、大久保良峻氏は、『義釈』編者である一行に天台円教の素養が認められることを指摘する¹¹⁰⁾。以下で行う考察でもその妥当性が是認されることとなる。

謂行者持誦時、或要^レ心一月二月【六月者^レ挙^レ数也。初六月不^レ成、更六月作展転乃至得^レ成乃止。如^レ說三月^一亦例可^レ解也。先時持誦經^二六月^一、若無^レ相更經^二六月^一、若有^レ相已方作^二成就^一也。若秘釈者、六月謂^二淨六根^一故也。云三月者、淨身・口・意也。】乃至年歳等此事了時、此禁亦罷故異^レ名也。¹¹¹⁾

さて、この文章は『義釈』において持明禁戒品に存するものであるが、『釈義』や『疏』では秘密八印品の末尾に記載が認められる。理由は不明であり、恐らくは『大日経』の講經において生じた錯綜と考えられる。右記の要となれば、それは六月の持誦をもってして「相」が生じれば「成就」とする「有相行」、つまり『義釈』における「方便」の典型であることを示す。特に注目すべきは【割註】での「六月謂^二淨六根^一故也。云三月者、淨身・口・意也。」という言説であり、「六月持誦法」の目的であると言える。この「六月謂^二淨六根^一故也」という言説が、会釈の類ではあれ「六月持誦法^二六根清淨^一」という図式は成立し、明示されることはないが、行位においては「初信位」以上で授与され「第十信位」への到達が目的として推察される。同時に、「六月」においては「除^二一切障^一」という教示がなされていることも重要であり、

これは「除一切蓋障三昧」を示唆する言説である。既に指摘される通り、前節で引用した「三世無障礙智戒」での「心明道」も含めて、「除一切蓋障三昧」の行位上での位置づけは、『義釈』では明示されず、後代日本の諸学匠によっても議論され、概ね「初地・初住位」で統一見解がとられている⁵⁰。ちなみに、次節で勘案する『禅要』でも「初住位」とする所見が示される。

このように、「六月持誦法」単体でその意図された行位を明確にすることは困難である。そこで、先に示した「六月持誦法」の概要を記す文章での「云三月者、淨身・口・意也。」という一文を参考にして、問題解決の補完としたい。おそらくこの「三月」とは『義釈』巻八、悉地品に存する「三月持誦法」を指し示していると推量され、そのことは次の文章から追認される。

初種子心亦名^二秘密觀門^一。三摩^引多地。对^二法華經^一即六根清淨位人。(中略)入^二一地^一各々有^二初種子心及三月持誦義^一。(中略)次第二月者。塗香等奉。作饒益衆生。諸種種類。(中略)又他月者、此中有^二兩月行^一即到^二初地^一也 更問。⁵¹

右の文章からも「六月持誦法」と「三月持誦法」とは、共に「六根清淨位人」、つまり「十信位」の行者のために示された修法であることは明らかで、「三月」をもつて「此中有^二兩月行^一即到^二初地^一也。更問。」と言う記述は、「六月持誦法」における「第十信位」の満位、さらには「除一切障」とする文言との類似を指摘できるのである⁵²。したがって、前述の「六根」も「身・口・意」も開合会通の関係であると認めることも当然ながら可能であり、「六月謂^二淨六根^一故也。云三月者、淨身・口・意也。」という併記

に至つたと考えられる。また、ここで注目されるべきは、「入_二一_一地_二各々有_二初種子心及_二三月持誦義_一」
 という記載であり、「三月持誦法」が行位で言う所の「地上（住上）」にあつても修されると理解される。
 加えて、「三月持誦法」の総括では、「初一月二月持誦、亦復如_レ是發願。（中略）行者若得_レ意時随_レ事而
 作。如_レ是頻以_二大悲之水_一而洗_二其心_一、漸令_三此菩提心有_二大勢力_一。迄_三至第十一地_一以来漸漸力用増皆由_レ
 此也。」と「第十一地」まで修されるとある。以上の文言をもつてして、同じく「六月持誦法」において
 「地上（住上）」に至つても行ぜられるかどうかは、明記されないため不明であるが、「六月持誦法」と
 「三月持誦法」の修法の目的というものは、「六根清浄位」の行人のため、また「信満」或いは「初地・
 初住位」に至るであろう点で極めて類似していると言えるのである。

以上、「六月持誦法」が行われる目的を行位に着目し検討した。では、「六月持誦法」とは『義釈』と
 いうより大きな文脈において、如何なる位置づけができるのであろうか。そこで次に「六月持誦法」を
 『義釈』での中心的課題である「師資相承」と「成道」という文脈の中で探っていきたい。

五 師資相承・成仏論の中での「六月持誦法」

「六月持誦法」が行者自身の「六根清浄」や「除一切障」を主目的とし、その目的が類似する「三月持
 誦法」を併せて判断すれば、それが「初地・初住位」への到達を示唆することを前節で確認した。さて、

先に少しく言及したように、「六月持誦法」と「五字輪（意生身）」の関係の有無が現代の研究で報告される⁵⁴。これを直ちに同一の行法であるとは認め難いが、「師資相承」という文脈、殊に「内護摩」との関係は緊密であると言える。さらに、「六月持誦法」の「地上・住上」での応用が存する場合には、「成道」に至るまで修されることが推量されるのである。これは「持明禁戒」に「仏戒」という側面も存することから自明とも言えよう。そこで以下に、『義釈』の中で「師資相承」と「成道」に関わる行法について、別稿での考察に基づき略説する。

① 内護摩・灌頂「師資相承（秘密輪）」⁵⁵

「師資相承」と言えば先ず思い起こされるのは、やはり「灌頂」という実践であろう。「師資相承」は『義釈』巻一二、入秘密漫荼羅法品や巻一一、字輪品で教示される。「師資相承」と「灌頂」はしばしば同一視されがちであるが、『義釈』の説示に基づけば、「師資相承」とは師僧である阿闍梨が主体となり、観想において弟子を「内護摩」「灌頂」「莊嚴（堅固）意生身」という三段階の実践から構成される。『義釈』において「内護摩」と「灌頂」には行位が認められ、前者は「初地・初住位」、後者は「第二地・第二住位」と実践論上では理解される。この結果として弟子は「五字輪（意生身）」を獲得する。注意を要する点としては、師僧自身も、弟子身のみならず自身の体上で予め同様の観想を行うことである。とりわけ「六月持誦法」と関連性が明示的なのは「内護摩」であり、以降で考察の対象となる。

② 莊嚴（堅固）意生身「師資相承（秘密輪）」⁵⁶

「莊嚴（堅固）意生身」については、行位が明記されることはないが、「初発心から成仏の中間」と記されていて、「莊嚴（堅固）意生身」となれば「師・弟子・漫荼羅」の「三事皆成」として「師資相承」が完了する。「莊嚴（堅固）意生身」の段階においては、「五輪」ではなく「四輪」を觀想する教示がなされている。この具体的な觀法は『義釈』卷一一、字輪品にある「三部四処布字法（以下、「四処布字法」）の「四輪」に対応する「四字（阿字・阿_長字・暗字・嚵字）」であり、身体上に四重漫荼羅として觀想する。ただ、「六月持誦法」において用いられる「四字」すなわち「阿字・嚵字・囉字・訶字」とは異なる。

③ 「成道（因縁輪）」（百光遍照王法・十二真言王法を含む）⁴⁶

「三部三処布字法（以下、「三処布字法」）」にあつては、身体上に三重漫荼羅を觀想する。「四処布字法」との差異は「三処布字法」での觀想の主体であつて、「三処布字法」は「行者自身」のみでの觀想となる。その点においては「六月持誦法」に相似する。とは言え、「四処布字法」と同様に「三処布字法」でも觀想の対象となる「種子字」の「三字（阿字・「阿_長字／暗字」・嚵字）」は「六月持誦法」とは異なっている。ただ、「三処布字法」の特徴としては「種子字」への色彩の指定があり、これは「四処布字法」を含む「師資相承」の中では言及されない。

以上、「師資相承」と「成仏」における觀法を概観した。先述の繰り返しとなるが、自身を觀想する「六月持誦法」は、「第十信位」の満位や「初地・初住位」への到達の根拠となる「六根清淨」や「除一

切障」を目的とする。するとやはり、「内護摩」との関わりは看過できない。そこで、「六月持誦法」と「内護摩」との間で相応するものを【対照表】（表内は返り点を省略）で示すことによつて、その類似点の明確化を試みるが、紙幅の都合から稿末に掲載した。そちらを参照されたい。

【対照表】を見るに、「六月持誦法」と「内護摩」との間には密接な繋がりが確認される。したがって、「内護摩」とは「五字輪（意生身）」を獲得するための修法であることから、「六月持誦法」と「五字輪」とは全く無関係の修法であると言ひ難いのである。そしてなにより、「六月持誦法」を、①「師資相承」を受けんとする「弟子」にあつて、来たる「内護摩」に浴するための準備である「加行」、または②師僧が弟子を觀想する「内護摩」を行う前の準備的な自身の「加行」であると見做すことができるのである。如上の推察を補完するために、『義釈』卷一一、秘密漫茶羅品における「弟子之相」に関する説示を参照することが有用となる。以下の所説は弟子の機根における各種の弁別、すなわち「師資相承」のための「扱地」に連関するものである。

故次分_レ別弟子之相_一、有_二其四種_一也。一者持念誦弟子。二者非時。三者時非時俱。四者時非時俱非。

此謂_レ四也。所謂時者、如弟子等求_二阿闍梨_一而請_二真言行法_一。師若是見諦者、自當_下照_二彼境緣_一知_三其堪_二任某事_一、授_二其行法_一令_レ作_中念誦_上。限_二若干時_一當_レ得_二成就_一。更作_レ成就方便_一。若世間師者、雖_レ不_三見鑑_二前機_一。但依_レ教而作令_三弟子念誦_二境界交感之相_一。師亦自念誦。若相応者弟子得_二境界_一許_レ受法時_一。師亦自當_レ知_レ之。既得_二相応_一授_二其法行_一亦令_二如_レ上念誦_一。此亦具有_二方軌_一也。更問。

ここでは、弟子に四種（持念誦「時」弟子・非時弟子・時非時俱弟子・時非時俱非弟子）が示され、機根の上下は括弧内の順で定められている。今は、特に繋がり深い「持念誦弟子」を中心に考えたい。右記の要を見るに、「念誦」をもつてして、阿闍梨が「見諦師」であれば弟子の機根を「境縁」にて見定め、「世間師」であれば「師」と「弟子」が共に「念誦」し「境界交感」し「相応」すれば、「受法」つまり「師資相承」を許すと記される。いずれにせよ、ここでの「念誦」は「師資相承」に先立ち、「受法」の可否判断に関わる「師」と「弟子」各々が自身で行う修法であり、殊に「師資相承」の次第にあつては嚆矢たる、「内護摩」に向けての準備的な修法であることは言を俟たない。したがって、ここでの「念誦」を「六月持誦法」と認めても、何ら矛盾を見出すことはできないのである。

その他、「六月持誦法」との相関において注視すべきは、最後の「既得_二相応_一授_二其法行_一亦令_二如_レ上念誦_一。此亦具有_二方軌_一也。更問」である。ここでは具体的な「念誦」の方法が示されることはないものの「方軌」の存在が言及され、「更問」として『大日経』訳経のこの段階で「方軌」が不明であったことを示唆している。この「念誦」のための「方軌」として該当するのは『義釈』の中にあつては「六月持誦法」と「三月持誦法」とが考えられる。殊に、それが「六月持誦法」であろうことは、右記の「扱地」が「師資相承」の文脈にあること、及び、「三月持誦法」は卷一一、秘密漫荼羅品より前の卷八、悉地品で教示されることから推認できる。さらに、前節で言及した『義釈』卷一四、世出世間持誦品にはまた、「不_レ受_二三平等戒_一、不_レ能_三具解_二方軌_一。以_レ不_レ知故、雖_三発心・修行勇猛精進_一、然以_二方便差失_一故所_レ为_レ不成。

「⁵⁵」という言葉も存している。すなわち、「三平等戒」とは冒頭で言及したように「仏戒」としての「持明禁戒」であり、「方軌」とは「如来戒」としての「持明禁戒」つまり、「方便」にあたる「六月持誦法」であると理解することも可能であろう。

本節の最後に、「六月持誦法」が単に「内護摩」の準備的な「加行」のみに相当するか否かという問題について述べたい。「持明禁戒」には「成⁵⁶就如来戒⁵⁷」⁵⁸することは、すなわち「仏戒」であるという側面もあり、「其所^レ得果即仏果⁵⁹」との説示もあるため、「六月持誦法」は「成道」まで「加行」として修されるべき「戒」と見做されていたことに恐らく相違はない。現段階においては「師資相承」において「莊嚴（堅固）意生身」のために修せられる「四処布字法」と「六月持誦法」との繋がりは、両者共に「四輪」に基づくということしか指摘できない。一方、「三処布字法」にあつては、「六月持誦法」と同じく彩色を施した「字」を観ずること、並びに「行者自身」の身体上のみで行われるという共通点が認められる。とは言え、既述の「六月持誦法」とその目的において類型たる「三月持誦法」が「入⁶⁰二⁶¹一⁶²地⁶³」各有⁶⁴二⁶⁵種子心⁶⁶」と「地上」においても勸奨されることから、「六月持誦法」の「加行」としての役割が「四処布字法」や「三処布字法」にまで及ぶ可能性は否定できない。そこで、次に「六月持誦法」としての「持明禁戒」と類似する「密教戒」を他の文献に見出し、勘案することによって、以上の問題に対する傍証としたい。事実、次に取り上げる『禅要』と『菩提心論』では、「方便行」としての「戒」が説示され、殊に前者においては、「加行」的な要素が「除一切障」以前から「成仏」まで継続的に行われるとする教説

が認められる。

六 『禅要』所収「真法戒」と『菩提心論』収載「三種菩提心」

『義釈』における「持明禁戒」や「三世無障礙智戒」の如く、「方便」を備えた「戒」は、善無畏述とされる『禅要』や、同じく唐代に不空（七〇五〜七七四）門下のいづれかの述作である『菩提心論』にも見出すことが可能である。以下では、『禅要』に存する「真法戒」と、『菩提心論』での「三種菩提心」を検討することによって、「持明禁戒」の如き「方便」を含む「戒」が密教においては一般的な解釈であることを論証する一助としたい。さらに、『禅要』にあつては、前節で問題となった「戒」を用いた「加行」的要素が、「成仏」に至る迄確認される。なお、以下で勘案する「方便」を具足する「戒」において、その「方便」が、所謂、『義釈』での「第一念誦（第一相應）」、特に「出入息念誦」に相当するのかは判断しかねるため、「三密行」として扱うことにしたい。

『禅要』の構成を把握するために、『禅要』を十一門に分別される前半部と、「観智密要禅定法門」が明かされる後半部とに分類することが可能である。先ず、前半部で「受戒」を基軸とした場合に、その次第は「発心」から「三聚淨戒」の具足・受持、最後に「菩薩戒」としての「十重戒」の受持に至る。しかし、先述の『義釈』における「十善戒」とは異なり、『禅要』の「十重戒」では「方便」の存在に対する

言及は確認されない。「方便」を含む「戒」が提示されるのは、後半部「観智密要禅定法門」においてであり、次の引用文のように教示される。

次_レ受_二観智密要禅定法門大乘妙旨_一。(中略)今者且依_二金剛頂經_一設_二方便_一。作_二斯修行_一乃至_二成仏_一、若聞_二此說_一当_二自淨_一意寂然安住_一。(中略)三藏久乃發_レ言曰。前雖_レ受_二菩薩淨戒_一、今須_二重受_一諸仏内証無漏清淨法戒_一。方今可_レ入_二禪門_一。入_二禪門_一已、要須_レ誦_二此陀羅尼_一。陀羅尼者、究竟至極同_二於諸仏_一、乘_レ法悟_一入_二一切智海_一。是名_二真法戒_一也。³²

ここでの、「方便」は『金剛頂經』に依拠し「設けた」と記述されることから、善無畏の独自の「戒」とも考えられる。では、「諸仏内証無漏清淨法戒」所謂、「真法戒」が如何なるものかと言えば、「禪門」に入る前に「重ねて」授けられ、その後も継続的に修されるものとして説示される。すなわち、「重受」されるがため、「真法戒」を「方便具足」の「十重戒」と見做すことが可能となる。そして、その「方便」とは「陀羅尼」であり、次の字句から成立する。

此法秘密不_レ令_二輒聞_一。若欲聞者、先受_二陀羅尼_一曰、

① 唵_三昧耶薩恒鑠

此陀羅尼令_レ誦_三三遍_一、即合_レ聞_二戒及余秘法_一。亦能具_レ足_一一切菩薩清淨律儀_一。諸大功德不_レ可_二具説_一。

又為_二發心_一復授_二陀羅尼_一曰、

② 唵_三胃地啣多母怛波_二合_一娜野弭。

『大日經義釈』所載「持明禁戒」に関する考察(真野)

此陀羅尼復誦^{三三遍}、即發菩提心乃至^三成仏一堅固不退。又為^三証入^一復受^二陀羅尼^一曰、
 ③ 唵啻多鉢囉^{三合}底丁以切吠尾札切引曇^去迦嚕轉舌迷。

此陀羅尼復誦^{三三遍}、即得^二一切甚深戒藏^一。及具^二一切種智^一、速証^二無上菩提^一、一切諸仏同声共説。
 又為^レ入^二菩薩行位^一復授^二陀羅尼^一曰、

④ 唵嚩日羅滿吒^上藍鉢囉^{三合}避捨迷。

此陀羅尼若誦^{三三遍}、即証^二一切灌頂曼荼羅位^一、於^三諸秘密^一聽無^二障礙^一。既入^二菩薩灌頂之位^一堪^レ受^二禪門^一。已上授^二無漏真法戒^一竟。^{三三}

さて、右に記載の陀羅尼は金剛智（六七一〜七四一）の述編とされる『念誦結護法普通諸部』（以下、『普通諸部』）にも認められるものであるが、「戒」と見做されることはない^{三三}。既述のように『禪要』では「依^二金剛頂經^一設^二一方便^一」と示されることから、『普通諸部』の依用ではなく、恐らく『普通諸部』のそれが『禪要』或いは、善無畏の依拠したものと同じ『初会金剛頂經』に基づいたと考えられる。ちなみに、次に検討する『菩提心論』中に名高い「讚阿字頌」である「八葉白蓮一肘門 炳現阿字素光色 禪智俱入金剛縛 召入如来寂靜智^{三三}」の記載も『普通諸部』には認められる。そのような問題点が存する中で、時代的にも相接する金剛智訳出の『金剛頂瑜伽中略出念誦經』（以下、『略出經』）との比較検討を試みたい。なお、以下で『略出經』とした場合には、六巻本を指し、註において四巻本の該当箇所を記載する。そこで『略出經』での『禪要』に符合する文言を見るに、①は「奄^三摩耶薩埵梵^{三三}」が相当し『略出經』巻

四、自想己心有一切如来五股金剛結三摩地印品三六に記載される。②は「奄菩提質擔母侈耶陀耶弮³¹」、③にあつては「奄質多鉢羅底毘曇迦盧弮³²」が該当して、②と③は、『略出經』卷三、念誦人澄心定意觀心月輪品第二七に見出すことができる。②と③は共に「月輪觀」に連関する言説であることは明らかである。ちなみに、經典では、②と③の前後関係は逆である。④については管見の限り対応するものは見出せない³³。いずれにせよ、『略出念誦經』においては、①から③に互る一連の陀羅尼に、「方便」を具足する「戒」という要素を認めることはできない。ただし、『金剛頂經』系經典にそのような「戒」がないかと言え、そうではなく、例えば『三卷本教王經』の卷下では、「三受_一与一切如来成就金剛禁戒」。此是一切仏体性 住_二於金剛薩埵手_一 汝今_三应当_三而受_一持 金剛薩埵堅固禁_一 「唵薩嚩怛他藥多悉地嚩日囉三摩耶底瑟姪_二合翳沙怛鏤_二合馱囉夜弮嚩日囉薩怛縛_二合咽咽咽_二合³⁴」と、「口密行」としての「金剛禁戒（偈頌では金剛薩埵堅固禁）」が確認されるのである。なお、本稿の冒頭で引用した『義釈』卷一三、受方便字処品では「方便具足」の「十善戒」が示されることを指摘した。このような「十善戒」に関して『金剛頂經』を参照する旨³⁵が記されているが、「方便具足」の「十善戒」に連なる所説は、右で勘案した通り『金剛頂經』系經典では確認できない。しかしながら、『禪要』は一行による編纂の可能性も指摘されることから³⁶、「金剛頂經系」經典を根拠とする『禪要』の中にあつて、「真法戒」が「十善戒」の「重受」である、つまり「真法戒_二十重戒_一」と定義されることに、『義釈』での「方便具足」の「十善戒」説が依拠するものと考えられるだろう。

さて、以上の如く「月輪観」との交渉も見出される「真法戒」は、「禪門」に入る直前から「入菩薩位」を経て「証一切灌頂曼荼羅位」迄に持誦される。ここで「真法戒」を『義釈』所載の「持明禁戒」と対照すれば、行位上での類似点も指摘することが可能である。前節で「六月持誦法」としての「持明禁戒」において「六根清浄」や「除一切障」に主眼が置かれていることを明らかにした。『禪要』では、「真法戒」の受戒の後に「安坐」し「供養・懺悔」から「発弘誓願」「調気(想出入息)」の後に「三摩地」へと移行する⁸⁰。該当する『禪要』を検めれば、以下の文章が両者の類似点として評価されよう。

次心^レ修^レ三摩地^一。所^レ言^レ三摩地者、更無^レ別法^一。直是一切衆生自性清浄心。名為^レ大円鏡智^一。(中略)初観之時如^レ似於月^一。遍周之後無^レ復方円^一。作^レ是観^一已、即便証^レ得解脱一切蓋障三昧^一。得^レ此三昧^一者、名為^レ地前三賢^一。依^レ此漸進遍^レ周法界^一者、如^レ經所^レ說名為^レ初地^一。⁸¹

すなわち、『禪要』における「三摩地」とは、「意密行」としては「月輪観」であり、「口密行」としては「真法戒」の「四陀羅尼」であることが首肯されよう。そして何より「初観」以降で「地前三賢」つまり「初住位」以上、「第十廻向位」迄に昇ることが可能であるとする言説は、先に示した「四種陀羅尼」の最終目的が「証一切灌頂曼荼羅位」とする説示も含めて、『義釈』における「六月持誦法」としての「持明禁戒」と、その指示する役割が凡そ一致すると言えよう。

以上のように、『禪要』では、「真法戒」と「月輪観」が関連付けられて教示されていることが理解された。同様の「戒」は『菩提心論』にも確認されるため次に少しく論じたい。『菩提心論』は、密教、特

に日本密教において最も重要な論書の一つとされていて、以下の文章は夙に有名である。

須_レ知_二菩提心之行相_一。其行相者_三門分別_一。諸仏菩薩昔在_二因地_一。發_二是心_一已、勝義・行願・三摩地為_レ戒。乃至_二成仏_一無_二時暫忘_一。唯真言法中即身成仏故。是故說_二三摩地_一於_二諸教中_一闕而不_レ言。⁵⁹

殊に「三摩地」は余教では記されることのない修法とされ、「即身成仏」のための「五相成身」が示されることは人口に膾炙するところであり、「勝義・行願・三摩地為_レ戒」という所説は日本密教において時折議論の対象とされる。⁶⁰ 「三密行」が関連するのは「三摩地」の段であり、次の一連の行法をもつてして「戒」と見做すことが可能となる。

諸仏大悲以_二善巧智_一、說_二此甚深秘密瑜伽_一、令_三修行者於_二内心中觀_二白月輪_一。由_レ作_二此觀_一照_二見本心湛然清淨_一。猶_レ如_二滿_二月光遍虛空_一無_レ所_中分別_上。(中略) 所以觀行者、初以_二阿字_一發_二起本心中分明_一。

即漸令_二潔白分明_一証_二無生智_一。夫阿字者、一切法本不生義。准_二毘盧遮那經疏_一積_二阿字_一、俱有_二五義_一。一者阿字短声是菩提心。二阿字引声是菩提行。三暗字長声是証菩提義。四惡字短声是般涅槃義。五惡字引声是具足方便智義。(中略) 即讚_二阿字是菩提心義_一。頌曰、

八葉白蓮一肘門 炳_二現阿字素光色_一

禪智俱入_二金剛縛_一 召_二入如来寂靜智_一

扶会_二阿字_一者、措_二実決定觀_レ之_一。当_レ觀_二円明淨識_一。若纔見者、則名_レ見_二真勝義諦_一。若常見者、則入_二菩薩初地_一。(中略) 当_下須具修_二三密行_一、証_二悟五相成身義_上也。所言_二三密者_一、一身密者、如下結_二契印

『大日經義釈』所載「持明禁戒」に関する考察(真野)

「下召請聖衆上是也。二語密者、如下密誦三真言一文句了了分明無中謬誤上也。三意密者、如下住瑜伽相一心白淨月円一觀中菩提心上。次明三五相成身一者、一是通達心・二是菩提心・三是金剛心・四是金剛身・五是証無上菩提獲金剛堅固身也。然此五相具備方成二本尊身一也。其円明則普賢身也。」²³

右記は言わずと知れた「阿字觀」と「五相成身」についての説示である。特に「阿字觀」においては『毘盧遮那經疏』、つまり、この場合は一四卷『義釈』卷八に依拠した教義となるものの、ここでは、所謂、「阿字」から転じた五字に「戒」としての意義を見出すことはできない。しかし、「五相成身」に関しては、「惡字」を「決定」した後に、「地上」で修せられるとする言説が存していることから、『義釈』での「持明禁戒」或いは「六月持誦法」や『禪要』の「四種陀羅尼」の如く、「住前・地前」の行位から継続的に受持する、または「加行」の役割を担うとは見做すことはできないと言えよう。

七 小結

本稿では、『義釈』卷一二、持明禁戒品に存する「持明禁戒」の考察を行った。検討するに当たっては「持明禁戒」の二つの側面である「仏戒」と「如来戒」、換言すれば「三平等」と「三密行（方便行）」という概念を考察の基軸とした。「自本垂迹」で「理念・理論」的な「仏戒」・「三平等」としての「持明禁戒」は、「仏所住」であり「如来」そのものでもあって、それ以上は言説の及ぶところではない。し

たがって、本稿では、多くが「従因至果」に相当する「如来戒」・「三密行」に関わる説示に紙幅を費やした。ただし、この場合の「三密行」とは、詳細に言えば「第一念誦（第一相応）」であり、同品でそれに該当するのが「六月持誦法」なのである。そのような「六月持誦法」、或いは「六月持誦法」としての「持明禁戒」は、「師僧」と「弟子」それぞれが「受法」に先立つ準備的な、すなわち「加行」として解釈できることを指摘した。特に「師資相承」における「内護摩」とは、修法としての類似点が多く認められ、「内護摩」へ向けての準備的な役割があることは明白である。なお、本稿では、「師資相承」における「内護摩」以降「成道」に至る迄、「六月持誦法」には「加行」的役割が存在する可能性も指摘した。これは「持明禁戒」に「仏戒」としての側面があることを考慮すれば必然であるとも言える。ただ、持明禁戒品にはそのことを担保する明確な言説を確認できないため、また、密教における「方便行」としての「戒」の類例を提示する意味も含めて、『禪要』と『菩提心論』所説の「戒」を考究した次第である。

対照表 (六月持誦法・内護摩)			
<p>五月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処金剛・水輪中 ・ 二字(阿字・嚩字) ・ 方黄漫茶羅 ・ 内有円白漫茶羅 	<p>三月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在火輪中謂三角赤漫茶羅 ・ 觀在其中以囉字為身 ・ 此方便燒一切罪障 	<p>一月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 觀金剛。 ・ 是方漫茶羅黄色 ・ 自身而作阿字 	<p>六月持誦法</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 囉字者即是大慧火 ・ 以囉字燒之 ・ 燒一切煩惱罪除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想阿字同方壇 ・ 阿字為弟子身 	<p>内護摩</p>
<p>六月</p> <p>訶字)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風・火輪 ・ 除一切障 ・ 二字(囉字・ 	<p>四月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在風輪中 ・ 側月也其色黑 ・ 用訶字為身 	<p>二月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住於水輪 ・ 其輪円而色白 ・ 觀其身作嚩字 ・ 白乳之字為食 	<p>六月持誦法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火動之時即与風俱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風輪者即是訶字 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 於円中而安嚩字 ・ 從嚩字而生水輪 ・ 白乳而以注之 	<p>内護摩</p>

「遠藤祐純「禁戒(vrata・brahmi・shugs)」—「大日経」「金剛頂経」を中心として—」(『智山学報』)

一九、一九七一)

² 蓮舎経史『『大日経』の「持明禁戒品」(六月念誦)について』(『大正大学大学院研究論集』三七、二〇一三)

³ 蓮舎経史『『大日経』にみられる諸儀礼について―「五字嚴輪觀」と「六月念誦」』(『仏教文化学会紀要』二二、二〇一三)

⁴ 寺本亮晋「持明禁戒について―安然を中心に」(『印度学仏教学研究』六一―、二〇一三)

⁵ 続天全・密教1、五六一頁上。

⁶ 拙稿「漢訳『大日経』註釈書の成立に関する考察―経典漢訳との関係から―」(『論叢・アジアの文化と思想』二五) 参照。

⁷ 続天全、密教1・五七六頁下―五七七頁上。

⁸ 「十善戒」での「方便」について、『金剛頂経』の参照を促す記述がある。ここでの『金剛頂経』にある「十善戒」とは、恐らく『禅要』に確認され、後に考察する「真法戒」のことであろう。その理由として、『禅要』での「真法戒」とは「十善戒」を受けた後に「重受」される戒であるため同一の戒であると思われる。後述することとして、『禅要』での「真法戒」を辿れば『金剛頂経』系経

典に行き着く。

。因みに、以下の『涅槃經』（北本）卷二八、大正一一・五二八頁下〜五二九頁上、（南本）卷二六、大正一一・七七三頁中下）の文言は、『義釈』における「没栗多」と「尸羅」、つまり「制（禁）戒」と「性戒」の枠組みと類似する。或いは、善無畏に意中に『涅槃經』の斯様な分類が存したのかもしれない。「戒有二種」。持戒亦二。一究竟戒。二不究竟。有人以因縁故受持禁戒。智者当觀是人持戒、為為利養為究竟持上。善男子、如来戒者無有因縁。是故得名為究竟戒。以是義故。菩薩雖為諸惡衆生之所傷害不生悲礙。是故如来得名成就畢竟持戒・究竟持戒。（中略）不究竟戒尚不能得声聞・縁覺。何況能得阿耨多羅三藐三菩提。」

¹⁰ 大正一一・（北本）五二九頁上、（南本）七七三頁下。

二 続天全、密教1・五六二頁下〜五六三頁上。

¹² 「薄伽梵住如来加持者、薄伽梵即此毘盧遮那本地法身。次云如来是仏加持身、其所住处名仏受用身。即以此身为仏加持住处。如来心王如諸仏住而住其中。既從遍一切处加持力生。即与無相法身無二無別。」という教説に依る。（続天全、密教1・二五頁上）

¹³ 続天全、密教1・五六三頁下。

¹⁴ 属天全、密教 1・五六一頁下。

¹⁵ 続天全、密教 1・五六二頁上。

¹⁶ 大久保良峻『台密教学の研究』「三密行について」参照。『義釈』における「三平等」と「三密行」の基礎説が考究される。

¹⁷ その他、『義釈』卷一三、受方便学処品では、「五戒」を主に在家者のため、出家者には勸奨として受持すべきことが記載される。この「五戒」にも「方便」が具足し、「此五戒句即在家菩薩所持。以レ在_二世間_一有_二種種事務_一、由_レ持_二此五戒句_一、及此五戒句能具_二慧方便_一故諸煩惱惡業不_レ能_レ害_レ之。由_二此因縁_一得_二成仏_一也。(中略)方便智具者、此方便即是身印・口真言・心觀本尊三昧以_レ此為_二方便_一。」という説示が存する。つまり、在家者のための「五戒」に対しても「方便」として「三密行」を奨励するのである。(続天全、密教 1・五九九頁上)

¹⁸ 続天全、密教 1・五七七頁上。

¹⁹ 続天全、密教 1・一二五頁上。

²⁰ 続天全、密教 1・一二五頁上。

²¹ 「心明道」については、後述の「除一切蓋障」とともに、大久保良峻『台密教学の研究』「台密の行

位論」参照。

²² 続天全、密教1・一三三頁上。

²³ 続天全、密教1では、本論で用いる返り点をもって「慧の方便等の集成する所なり」と読ませる。本稿では「慧の方便の等しきこともて之（は）集成せらるなり」或いは「慧の方便もて等しく之（は）集成せらるなり」とし、いずれにせよ「（平）等」の意と取る。

²⁴ 続天全、密教1・一三二頁上。

²⁵ 酒井眞典『大日経の成立に関する研究』「上禪定品本文和訳」二二七頁。

²⁶ 酒井眞典『大日経の成立に関する研究』「上禪定品広釈和訳」三二四～三二五頁。

²⁷ 酒井眞典『大日経の成立に関する研究』「上禪定品広釈和訳」冒頭の著者解題。

²⁸ 続天全、密教1・五六四頁下。

²⁹ 『密教大辞典』の「念誦」の項目にも、「即ち意密・語密を行ずる義なり、但し広義には身語意三密行を指すと意得べし。」とする解説がある。ただし、「六月持誦法」においては「身密行」の存在も確認される（『密教大辞典・縮刷版』法蔵館、一九八三。一七八二頁上）

³⁰ 続天全、密教1・五六五頁上～五六六頁下。以下、同じく真言の字句に該当する漢字は旧字のまま

とする。

³² 統天全、密教1・六四七頁下〜六四八頁上。

³³ 統天全、密教1・六四八頁上。

³⁴ 統天全、密教1・五六一頁上。

³⁵ 統天全、密教1・六四九頁上。

³⁶ 統天全、密教1・三五一頁上〜三五二頁上。そこには「①復次行者、初依_二有相瑜伽世間成就_一故、漸淨_二六根一面見_二十方諸仏_一」。(中略)爾時諸戲論滅故即是除一切蓋障三昧。故不_レ忘_三離此別求_二出世間成就_一也。(中略)其次第儀軌与_二持明藏常途所説_一大同。(中略)②自_レ此已下心想念誦法余經所_レ秘。今則具言_レ之也。阿闍梨_二於烏仗曩国_一撰_二出毘盧遮那供養次第法_一、正是此品所要文多。不_レ可_二備載_一。当_二別釈_レ之。」と教示される。①の文章では「与_二持明藏常途所説_一大同」、②の文章が「心想事成」と記される。①では「淨六根」や「除一切蓋障三昧」という術語が確認され、「三月持誦法」や「六月持誦法」が念頭にあることは首肯される。そして②が連続した文脈にあつて「心想事成」であるということから、①が「持明藏常途所説」である「出入息持誦」であると理解されよう。

³⁷ 前掲の蓮舎氏による『大日経』にみられる諸儀礼について、「五字嚴輪觀」と「六月念誦」では「五字嚴身觀」と「六月念誦」は本来は觀想対象域も違い、期間も異なる。さらに具体的な所作の共

通点を『大日経』本経では確認することができない。五字から五大をへて大日如来へと展開するという理論も「五字嚴身觀」では本邦で確立したものと認められ、いっぽう「六月念誦」においては本経では五字の記述はなく五大にしても空輪が言及されないことから、このことを共通する理論とすることは困難である。」と結論付ける。

㉓ 大久保良峻『台密教学の研究』『大日経義釈』の教学と受容」参照。

㉔ 続天全・密教1、五六一頁上。

㉕ 大久保良峻『台密教学の研究』『台密の行位論』参照。

㉖ 続天全、密教1・四〇八上、四〇九上、四一〇頁上。

㉗ ここでの割註「更問」は、一行にとっても日本密教における問題意識と同じく、やはり「六根清淨位」すなわち「十信位」に続く行位が「十住位」ではなく「十地位」であると、善無畏が、或いは訳語であった宝月（生没年不詳）が示したことに起因するのである。ただし、善無畏にとって『十住経』と『十地位』が同じであるように、「十住位」と「十地位」とを同じものと見做していたことは、漢訳『大日経』を見れば明白である。

㉘ 続天全、密教1・四一二頁上く四一三頁上。

³³ 蓮舎経史『『大日経』にみられる諸儀礼について―「五字嚴輪観」と「六月念誦」』（『仏教文化学会紀要』二二、二〇一三）

³⁴ 拙稿『『大日経義釈』・『大日経疏』における観法の一側面』（『天台・真言諸宗論攷』所収）参照。

³⁵ 拙稿『『大日経義釈』・『大日経疏』における観法の一側面』（『天台・真言諸宗論攷』所収）、同『大日経義釈』における胎藏漫荼羅の意義』（『天台学と諸思想』所収）、同『大日経義釈』十二真言王法の成立に関する検討』（『天台学報』近刊）参照。

³⁶ 拙稿『『大日経義釈』字輪観「二三同中位」説の考察』（『論叢・アジアの文化と思想』三三号、所収）参照。

³⁷ 続天全、密教1・五一〇頁上下。

³⁸ その他、『義釈』を除けば『大日経』巻七、所謂、『大日経供養次第』あたりも選択肢たり得るかもしれない。示唆的な言説として『義釈』巻八、世間成就品は、『同』巻一四、世出世間持誦品と内容的な重なり、例えば「心想念誦」についての所説が共に認められる。そのような関係性にあつて世間成就品（続天全、密教1・三三二頁上）では「心想念誦」を説示するにあたり、『毘盧遮那供養次第法』を引き合いに出し、「正此品所要文多」との言及がある。

⁶⁶ 統天全、密教1・六五二頁上。

⁶⁷ 統天全、密教1・五六二頁上。

⁶⁸ 統天全、密教1・五六三頁下。

⁶⁹ 大正一八・九四四頁上。

⁷⁰ 大正一八・九四四頁上中。

⁷¹ 大正一八・九〇七頁下。

⁷² 大正一八・九〇七頁下。

⁷³ 統天全、密教2・一〇五頁下。四卷本（大正一八・二二七頁上）

⁷⁴ 統天全、密教2・八九頁上。四卷本（大正一八・二三七頁中）

⁷⁵ 統天全、密教2・八九頁上。四卷本（大正一八・二三七頁上中）

⁷⁶ 同じく『金剛頂蓮華部心念誦儀軌』にも、①から③に相当する陀羅尼が見出せるものの、ここでも④は管見の限り確認できない。

⁷⁷ 大正一八・二二三頁中。

⁷⁸ 統天全、密教1・五七七頁上。

⁸² 国訳一切経、密教部三・「無畏三藏禪要解題」参照。

⁸³ 大正一八・九四四頁下～九四五頁上。

⁸⁴ 大正一八・九四五頁中。

⁸⁵ 大正三二・五七二頁下。

⁸⁶ 例として、濟暹（二〇二五～一一一五）による『金剛頂發菩提心論私抄』卷一（大正七〇・一一頁上）での「三種菩提心為_レ戒者、戒是示_ニ仏菩薩所行之三聚淨戒_一也。」という記述や、時代は下るが、頼瑜（一二二六～一三〇四）『大日經疏指心鈔』卷七では「又菩提心論云、勝義・行願・三摩地為_レ戒_云、此則三摩耶戒、又三聚淨戒也。」のような主張がある。（大正五九・六六八頁下）日本天台においても、述作者不詳の『菩提心論見聞』（大正七〇・五六頁中）では「勝義行願三摩地為_レ戒事」という項目を立てられる。「三聚淨戒」との関係については要検討。「三種菩提心行」を「三聚淨戒」と認める見解が多い中で、興味深い教説は、栄西（一一四一～一二二五）著『金剛頂宗菩提心論口決』（大正七〇・三一頁上）に見出され、「三聚淨戒」に相当する説を否定し、「答。大背_ニ文義_一。不_レ可_レ用矣。三聚淨戒三身種子也。即三因_{云云}。三種菩提心是各各修_ニ三身・四身方便_一。」と「方便行」としての「戒」であると反論する。

大正三二・五七三頁下〜五七四頁中。